

## 豊中市伊丹市クリーンランドキャラクターの使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「クリーンランド」という。）のキャラクター「ごみぶくろう」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、キャラクターを適正に普及させ、もってクリーンランドのイメージアップを図ることを目的とする。

### (キャラクターの図柄)

第2条 キャラクターの図柄は、別図のとおりとする。

### (使用承認の申込)

第3条 キャラクターを使用しようとするものは、あらかじめキャラクター使用承認申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して、クリーンランド管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、地方公共団体及び学校等が、その業務の目的で使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ及び雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- (3) その他管理者が適当と認めたとき。

### (使用承認)

第4条 管理者は前条の規定による申込があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) クリーンランドの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる恐れがあると認められるとき。
  - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められるとき。
  - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体等を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与える恐れがあると認められるとき。
  - (4) その他管理者がキャラクター使用について不適當と認めるとき。
- 2 前項の承認は、キャラクターの使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。
- 3 管理者は、第1項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

### (使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

### (完成品の提出)

第6条 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を行うこと。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。  
キャラクターのデザインの改変は認めない。

- (1) 承認された目的または用途のみに使用し、管理者の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用を承認された権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 縦横比の変更はしないこと。
- (5) キャラクターデザインの一部使用をしないこと。
- (6) キャラクターデザインの向きを上下、左右、反転しないこと。
- (7) キャラクター使用時には「豊中市伊丹市クリーンランドキャラクター ごみぶくろう」との表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「ごみぶくろう」の表記を付すること。

(承認内容の変更の申込)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用承認変更申込書(様式第3号)を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、キャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。
- 3 変更申込の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 管理者は、キャラクターの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、キャラクター使用承認取消書(様式第4号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第10条 前項の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

- 2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日より実施する。